

令和4年12月20日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校を置く 御中
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力を頂きありがとうございます。

この度、10月12日に取りまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、国土交通省が「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、送迎用バスの運用実態や装置の開発状況等を踏まえ、ヒューマンエラーを補完するものとして、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を示すものです（別添概要参照）。

今後、保育所等において送迎用バスを運行する場合は、当該自動車に安全装置の装備を義務付けるとともに、令和4年度第2次補正予算により当該自動車への安全装置の導入の支援を行う予定ですが、いずれについても、装備する安全装置は、本ガイドラインに適合するものであることが求められますので、御留意ください。

なお、国においては、各施設・事業における安全装置の装備が円滑に進むよう本ガイドラインに適合する安全装置のリストを追って作成・周知することとしています。各施設・事業や各自治体においては、実務上、導入しようとしている安全装置が本ガイドラインに適合するものであるかについて、当該リストにより判別していただくことを見込んでいますので、参考として申し添えます。

また、各主管課において、別表の各施設等に対し、本件について参考として周知いただくよう併せてお願いします。

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（国土交通省 URL）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html



(別表)

周知先	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
域内の指定障害児通所支援事業実施事業所	各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所轄の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

(本件担当)

●認可保育所に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課 企画調整係

tel : 03-5253-1111 (内線 4852,4854)

●認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室指導係

tel : 03-5253-1111 (内線 4838)

●指定障害児通所支援事業に関すること

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

tel : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

●幼稚園及び特別支援学校に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)

●本ガイドラインに適合する安全装置のリストに関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
事故・システム担当

tel : 03-5253-2111 (内線 38350,38347)

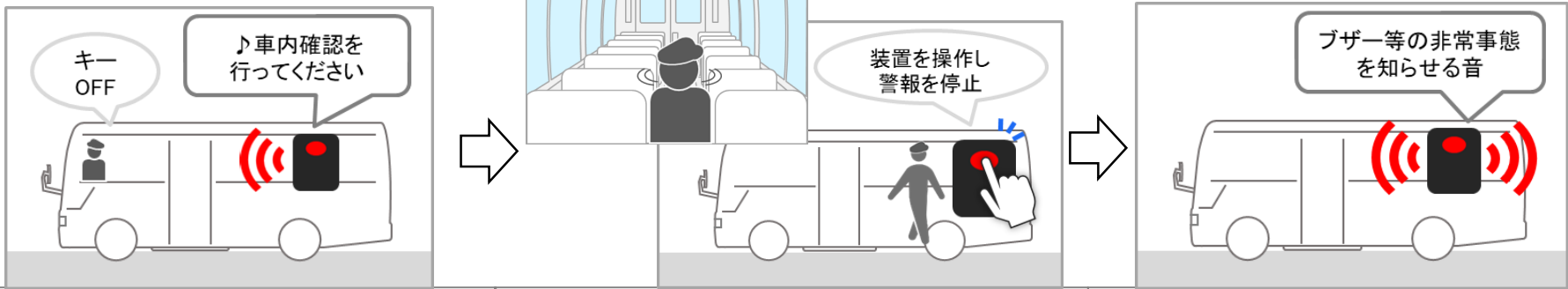
※本ガイドラインに関する技術的な内容については下記にお問い合わせください。

国土交通省自動車局技術・環境政策課

tel : 03-5253-8111 (内線 42254)

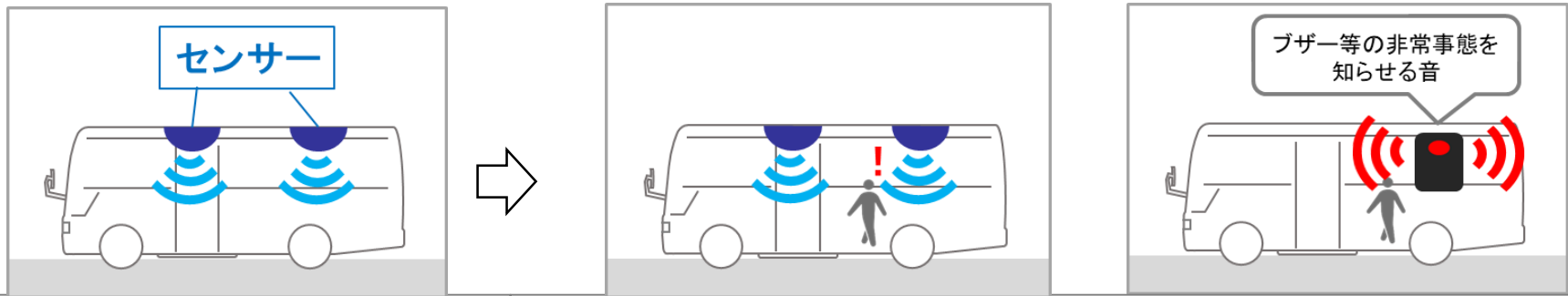
- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す 車内向けの警報	車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると 警報が停止	確認が一定時間行われえない場合、 更に、車外向けに警報
--------------------------------------	--	------------------------------------

自動検知式の装置

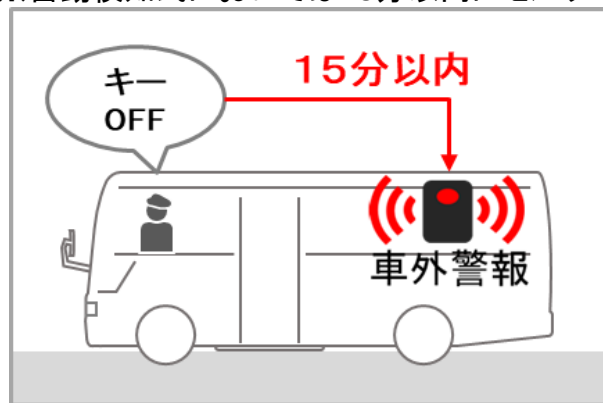


エンジン停止から一定時間後に センサーによる車内の検知 を開始	置き去りにされたこどもを検知すると、 車外向けに警報
--	-----------------------------------

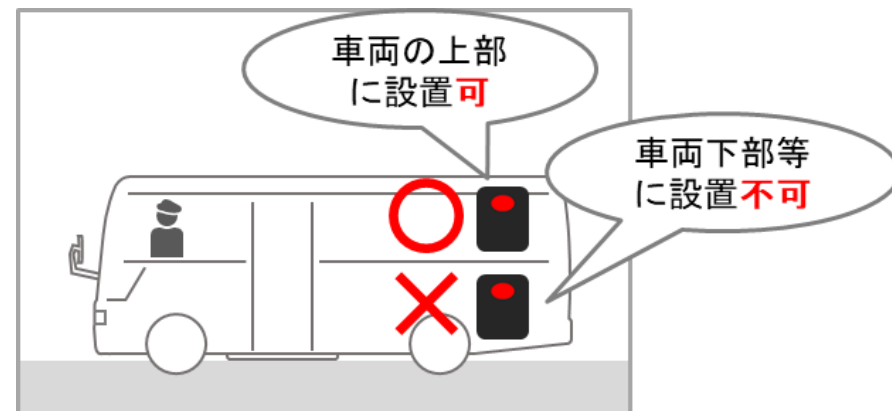
ガイドラインにおいて規定された主要要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

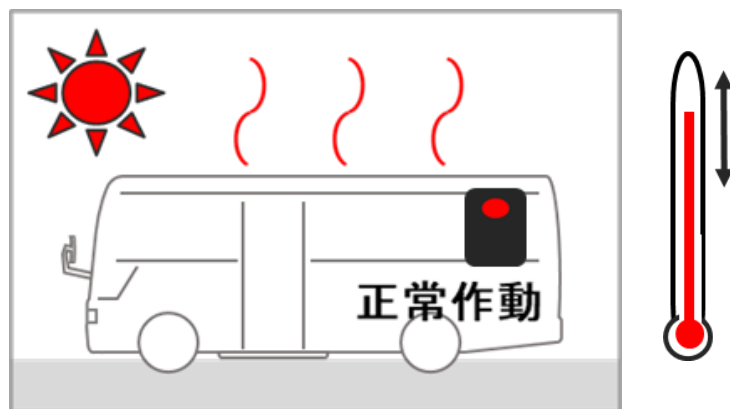


- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



- ③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。

